

桐生市役所本庁舎で使用する環境に配慮した電力の需給契約書（案）

桐生市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、桐生市役所本庁舎で使用する環境に配慮した電力の需給に関し、次の条項により需給契約を締結する。

（契約の目的）

第1条 乙は、別添「仕様書」及びこの契約の各条項に基づき、甲の桐生市役所本庁舎で使用する電気を需要に応じて供給し、甲は乙にその対価を支払うものとする。

（契約単価）

第2条 契約金額は次のとおりとし、いずれの額も消費税及び地方消費税を含むものとする。

	料金形態	適用期間（使用月）	単価(kW/kWh)
料 金	基本料金単価	通年	円 銭
	電力量料金単価	夏季（7月～9月）	円 銭
		その他季（1～6月、10～12月）	円 銭

- 2 基本料金及び電力量料金の単価については、当該地域を管轄する一般電気事業者の料金及び単価変更並びに供給条件の変更があっても、契約期間中の変更は原則として甲乙共に応じないものとする。ただし、電力関係の制度変更など甲乙の不可抗力に起因する場合には、甲乙協議の上、変更することができるものとする。
- 3 本契約締結後、消費税法等の改正によって、消費税額等の額に変動が生じた場合は、甲は、この契約を変更することなく、消費税等変動後の消費税等を支払うものとする。

（供給場所及び期間）

第3条 乙が電気を供給する場所及び期間は、次のとおりとする。

場所 群馬県桐生市織姫町1番1号

期間 令和7年9月1日0：00から令和8年8月31日24：00まで

（電力の安定供給）

第4条 乙は、甲に対し電力の安定供給に努めること。この場合において、電力供給側の事故や災害により、桐生市役所本庁舎への電力供給が停止した場合には業務に支障が生じることのないよう、予備の発電設備又は他の電気事業者からの電力を確保すること。

（契約保証金）

第5条 本契約に係る乙が納付すべき契約保証金は免除とする。

（権利義務の譲渡等）

第6条 乙は、本契約によって生じる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、甲の承諾を受けた場合は、この限りでない。

(接続供給契約等により生ずる債務の負担)

第7条 乙が当該地域を管轄する一般送配電事業者と締結する接続供給契約等によって電気の供給を行う場合は、当該接続供給契約等によって生ずる料金その他の金銭債務（甲に起因し生ずる金銭債務を除く。）は、乙が負担するものとする。

(契約電力等)

第8条 契約電力（契約上使用できる最大電力をいう。以下同じ。）及び予定使用電力量は、仕様書2（2）のとおりとする。

2 甲の使用電力量は、都合により予定使用電力量を上回り、又は下回ることができる。

3 甲が、契約電力を超えて電気を使用した場合には、契約超過金を支払うものとする。この場合において、契約超過金の金額については、乙の定める電力供給約款（以下「供給約款」という。）を原則として、その支払条件は甲乙協議の上、決定するものとする。

4 甲が、契約電力を超えて電気を使用する等、契約電力が不相当と認められる場合は、すみやかに甲乙協議の上、契約を適正なものに変更するものとする。

(計量)

第9条 計量日は原則として、毎月1日とし、乙は計量日に記録された値を読み取り使用電力量等を算定する。

(料金の算定方法)

第10条 料金は、月毎に契約電力及び使用電力量等により算出するものとし、その算定方法は仕様書2（8）のとおりとする。

2 力率割引及び割増は、仕様書2（7）のとおりとする。

(料金の請求及び支払い)

第11条 乙は、第9条に定める計量終了後、前条の規定に基づき支払請求書を作成し、対価の支払いを甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定により適法な支払請求書が提出されたときは、これを受理した日から30日以内に乙に対価を支払わなければならない。

(支払遅延利息)

第12条 乙は、甲が甲の責に帰する事由により、前条第2項の期間内に対価を支払わない場合には、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率で計算した額の遅延利息の支払いを甲に請求することができる。

(事情変更)

第13条 甲及び乙は、本契約締結後、経済情勢の変動、天災地変、法令の改正又は改廃その他著しい事情の変更により、本契約に定める条件が不相当となったと認められる場合には、甲乙協議の上、本契約の全部又は一部を変更することができる。

2 前項の場合において、本契約に定める条項を変更する必要があるときは、甲乙協議の上、

書面により定めるものとする。

(甲による契約解除)

第14条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 乙が天災その他不可抗力の原因によらないで、電力の供給をする見込がないと甲が認めたとき。
- (2) 乙が正当な事由により解約を申し出たとき。
- (3) 乙が本契約の履行に関し、乙又はその従業員、使用人等に不正な行為があったとき。
- (4) 前各号に定めるもののほか、本契約条項に違反し、又は本契約の目的を達することができないと明らかに認められるとき。

2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、催告することなく本契約を解除することができる。

- (1) 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは委託契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この項において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- (2) 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が前各号までのいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (7) 乙が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

3 この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3規定による長期継続契約であるため、本契約締結日の属する年度の翌年度以降において、歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合、甲は、この契約を変更又は解除することができるものとする。

(談合等による解除)

第15条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 乙に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条の規定による排除措置命令、第62条第1項の規定による納付命令又は第64条第1項の規定による競争回復措置命令がなされ、こ

これらの命令の取消しの訴えが提起されなかったとき。

- (2) 乙が、前号の訴えを提起した場合において、当該訴えを却下し、又は棄却する判決が確定したとき。
- (3) 前2号のほか、独占禁止法その他の法律に基づき、乙が談合等の不公正な行為を行った旨の事実を認定する処分その他の措置がなされ、かつ、その効力が確定したとき。
- (4) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

（違約金）

第16条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該日から契約期間満了までに係る予定使用電力量に第2条に定める契約金額（電力量料金単価）を乗じて得た額と当該月から契約期間満了までに係る契約電力に契約金額（基本料金単価）を乗じて得た額の合計額の100分の10を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 第14条第1項の規定によりこの契約が解除されたとき。ただし、第14条第1項第2号による解除の場合を除く。
 - (2) 乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となったとき。
- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当するときとみなす。
- (1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - (2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
 - (3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

（損害賠償）

第17条 甲は、第14条各項の規定により本契約を解除した場合、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償又は補償することは要しない。

- 2 乙は、自己の責に帰すべき事由により電力供給の停止等のため甲に損害（第三者に及ぼした損害を含む。）を与えた場合は、その損害を賠償する責任を負う。
- 3 前項の規定による損害賠償の額は、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

（受注者による契約解除）

第18条 乙は、甲が本契約に違反し、その違反によって本契約の履行が不可能となった場合には、本契約を解除することができる。

- 2 乙は、前項の規定により本契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を甲に請求することができる。

（秘密の保持）

第19条 乙は、この契約によって知得した内容を契約の目的以外に利用し、又は第三者に漏らしてはならない。なお、本契約終了後においてもこの責任を負うものとする。

(紛争又は疑義の解決方法)

第20条 本契約条項又は本契約に定めのない事項について、紛争又は疑義が生じたときは、
甲乙協議の上、解決するものとする。

この契約を証するため、この証書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和7年9月1日

甲 桐生市織姫町1番1号
桐生市
代表者 桐生市長 荒木 恵司 印

乙

印